

平成31年4月10日

指定特定相談支援事業所 管理者 様
指定障害児相談支援事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部障害福祉課長

適切なモニタリングの実施及び報酬の算定等について（通知）

平素は、本市障害福祉施策の円滑な推進について、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年度報酬改定等において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間（モニタリング実施標準期間）の見直しが行われました。これは、利用者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、利用者との信頼関係の醸成を図るとともに、当該利用者にサービス提供している他事業所の職員等との信頼関係を醸成することにより、利用者の状況変化等が生じた場合でも迅速に情報を把握することができ、支援方針の変更の検討等を早期に行うことで、利用者への適切な支援につなげることを可能にするなど、計画相談支援等の質の向上を図ることを目的としたものです。（「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定内容及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」平成30年3月30日付け障発0330第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 参照。以下「国通知」という。）

したがって、相談支援専門員は市町村が設定したモニタリング期間を踏まえ、継続的及び定期的にモニタリングを実施することが必要です。

つきましては、下記のことに留意し、適切なモニタリングの実施等に努められますよう、通知します。

記

1. 適切なモニタリング期間の設定に係る提案について

平成31年度より下表①のモニタリング実施標準期間が適用されています。本市として、原則、当該「標準期間」を踏まえてモニタリング期間を設定することとなりますが、利用者の心身の状態及び生活環境の変化等により「標準期間」ではなく、それよりも長いあるいは短い期間を設定する方が、利用者への支援にとってより適切である場合があります。国においてはより短い期間を設定する場合の例示として以下②のとおり示していますので、ご留意下さい。

また、モニタリング期間を「標準期間」より長く設定する場合としては、利用者の心身の状態及び生活環境、並びにサービス利用の状況も安定している場合が考えられますが、普段は生活介護などの日中系サービスのみ利用し、短期入所は介護者の急病などがあった場合に備え、計画案に位置づけているが、利用した実績がない場合などについては、日中系サービスのみに着目し、「標準期間」を踏まえ、サービス利用等計画案にモニタリング期間を提案するようにして下さい。

なお、「標準期間」と異なるモニタリング期間を提案する場合は、その理由が分かるようサービス利用等計画案に簡潔に記載するようにして下さい。

① モニタリング実施標準期間

サービス種類		新基準
新規サービス利用者		1 月間 ※利用開始から3月のみ
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1 月間
	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3 月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3 月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間 ※6 5歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6 月間

② 標準よりも短い期間で設定すべき事例

○ 計画相談支援

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

○ 障害児相談支援

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

2. モニタリング実施予定月と異なった月にモニタリングを実施した場合について

平成 30 年度より受給者台帳にモニタリング情報が追加され、モニタリング実施予定月を設定することとなり、昨年秋からは国保連の一次審査で「計画相談支援給付費等のモニタリング日」のチェック項目が追加され、モニタリング実施予定月と異なる実施日であった場合は「警告（重度）」などの取り扱いとなり、その請求の可否を市町村で判断することとなります。

つきましては、入院などの利用者の心身の状況の変化等でやむを得ずモニタリングが予定月に実施できず、翌月実施等になった場合は、請求月の10日までにメドに別添「参考様式」を参考に、その理由を本市に報告いただきますよう、お願いします。

なお、事前に報告がない場合は、一旦エラーとして処理しますので、ご了承下さい。

3. モニタリング結果の提出について

国通知において、各自治体において今後取り組むべき事項の一つとしてモニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証を行うことが示されています。すでにモニタリング結果を本市に提出していただいている事業所もごさいますが、平成31年4月以降に実施したモニタリング結果をその都度、本市に提出するようにして下さい。

4. その他

(1) 平成30年度の報酬改定において、旧単価で請求していた計画相談支援費等については、経過措置が終了しましたので、平成31年度より新単価で請求するようにして下さい。

(2) 今後、貴事業所との連絡手段の効率化を図るため、郵便で本通知が届いた事業所にあつては、以下のメールアドレスに「相談支援事業所のメール登録」等の標題で空メールを送って下さい。

メールアドレス：syogai Fukushi@city.habikino.lg.jp

(全て英小文字です。)

(3) 本通知及び理由書(参考様式)は市ホームページに掲載しています。

「特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者」のページ

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/syogai_fukushi1/annai/8237.html

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部障害福祉課

担当：田中、片上

TEL：072-958-1111(内線1214、1150)

Fax：072-957-1238

Email：syogaifukushi@city.habikino.lg.jp

(参考様式)

年 月 日

羽曳野市障害福祉課長 様

事業所番号										
事業所名										
担当相談支援専門員名										

理由書

下記の者のサービス利用に係るモニタリング実施が予定月と異なった理由は次のとおりです。

受給者番号												モニタリング 実施予定月	年 月
利用者名											モニタリング 実施日	年 月 日	
理由	※いずれに該当するか□内にレ印を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 利用者側都合 <input type="checkbox"/> 事業所側都合 <input type="checkbox"/> その他 ※上記の内容を具体的に記載して下さい。												

障害福祉課処理欄

受付日	・	・	妥当性 の確認	有・無	無の場合 の指導日	・	・	国保連 データ処理	
-----	---	---	------------	-----	--------------	---	---	--------------	--